

新市建設計画（案）変更箇所

（第17回合併協議会以降、県との内協議結果等による変更）

第1章 序論

第1節 市町村合併の必要性

(1) 生活圏の広域化

交通や情報網の発達に伴い、通勤、通学、買い物など地域住民の日常の生活圏は、現在の市町村の枠組みを超えて拡大する傾向にあります。こうした中で、地域住民のニーズに的確に対応するため、これまでの行政の枠組みを超えた、より広域的な観点から、迅速で効率的な行政サービスを展開する必要性が生じてきています。

また、田沢湖町、角館町、西木村の3町村は、それぞれに固有の資源をもっており、これまで独自に地域の振興を図ってきましたが、生活圏が広域化する現状にあっては、より広域的な観点から、それぞれの固有の資源を活かした、一体的な取組みの展開が求められています。

(2) 地方分権の推進

地方分権は、地域住民に身近な行政の権限をできる限り市町村に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにするための取組みです。現在、地方の財政面での自立に向けて、税源移譲を含む三位一体改革が進められていますが、これからの行政は、地域が自分たちで決定し、その責任も自分たちが負うというシステムを作り上げていく必要があります。

また、昭和30年代の市町村合併いわゆる昭和の大合併の時代には、最低人口8千人を目標に合併が推進されました。その後、市町村が行う事務量は大幅に増加しており、地方分権の進展に伴いますます増加することが見込まれます。

今後、自己決定・自己責任という市町村中心の自治体制の確立や増加する行政事務に的確に対応していくためには、市町村規模の拡大による自治能力の向上が求められています。

三位一体改革

国庫補助負担金、税源移譲及び地方交付税のあり方に係るもので、具体的には、国からの国庫補助負担金の廃止・縮減とそれに代わる国税から地方税への税源移譲、地方交付税の見直しを同時に進めること。

(3) 住民ニーズの多様化

価値観の多様化、高度情報社会の進展などに伴い、住民の行政に対するニーズも、多様化してきています。これからの市町村行政は、多様化する住民ニーズに的確に対応していかなければなりません。そのためには、行政機構を適正な規模に拡大することによって、多様化する行政ニーズに対応する専門部署の設置や、専門的な知識をもった職員を育成、確保することが求められています。

(4) 少子・高齢化への対応

少子・高齢化は、全県的な現象ですが、田沢湖町、角館町、西木村の3町村では、県平均を上回るスピードで少子・高齢化が進んでいます。

根本的な少子化対策のためには、医療・教育・雇用などの社会システム全体を変えていかなければなりません。地域としても、その活力を維持していくためには、保育サービスの充実や産業の振興による若者の生活や雇用の場の確保が求められています。

また、高齢化対策では、介護サービスなど高齢者福祉サービスの充実はもちろんのことですが、高齢者が生涯現役としてさまざまな分野で活躍できるための環境整備も重要になってきています。

(5) 厳しさを増す財政状況

市町村行政を自主的、安定的に運営するためには、市町村民税などの自主財源を十分に確保することが大切ですが、田沢湖町、角館町、西木村の3町村平均の自主財源比率は約3割にとどまっており、財源の多くを地方交付税などの依存財源に頼っているのが現状です。

地方交付税は、所得税、法人税などを財源として、全国の地方公共団体が、同じように行政サービスを提供できるように、国が一定の基準により交付するものですが、**厳しい国の財政状況から、その総額が**これまでどおりには保障されない状況が生じてきました。

このため、行政サービスの水準を下げることなく、これまでどおり地域住民に対して十分なサービスを提供していくためには、行政規模の拡大などによる効率的な行政運営が必要となってきています。

第2節 新市の課題

(1) 地元産業の活性化

農林業などの第一次産業、建設業・製造業などの第二次産業、商業・サービス業などの第三次産業は、それぞれに働く場の確保や地域経済を支える重要な役割を担ってきましたが、近年は各産業とも、生産額や従業者数が減少する傾向にあります。

地元産業は、地域住民の生活を支える基盤としての重要な役割があることから、より一層の振興を図っていく必要があります。そのためには、まず、それぞれの産業の将来を支える担い手の確保と育成が大きな課題といえます。

このほか、産業ごとにみると、農業では、生産性の向上、複合化の推進、地域間競争に打ち勝つためのブランド製品の確立などが求められています。

なお、第一次産業は、産業としてだけでなく、水源かん養、国土保全など多面的な機能を持っていることを前提としてその振興を考える必要があります。

商業では、商店数の減少と比例するかたちで地域外に流出している買い物客を呼び戻し、いかにして中心商業地のにぎわいを復活させるかが課題となっています。

工業では、地元産業の育成、地域外からの企業の誘致や既存立地企業の工場増設・研究開発機能の移転の促進などにより、バランスの取れた産業構造の形成や働く場の確保が必要です。

観光に関していえば、この地域は年間6百万人を超える観光客を受け入れている東北有数の観光地ですが、第三次産業の就業者の割合が、県平均を下回っていることなどからみてもその潜在的な可能性を活かしきっていないというのが現状です。観光をはじめとした第三次産業は、雇用の吸収力の高い産業であることから、将来、第三次産業をこの地域にどれだけ取り込めるかということは、働く場の確保という観点からは、きわめて重要な課題です。

また、地元産業の活性化については、産業間の連携の中で各産業の振興を図っていくという考え方が大切であり、この地域においては、特に、観光産業と農林業・商工業など他の産業との相互連携の中で、産業の振興、活性化を図る態勢を整えていくことが必要です。

(2) 少子・高齢化への対応

この地域は、人口の減少が続く中、少子・高齢化が県平均を上回るスピードで進んでいます。また、1世帯当たり人口は、県平均を上回っているものの、核家族化・小家族化が進んでおり、高齢単身世帯の割合は、県平均を上回る水準となっています。

まず、少子化については、医療・教育・雇用などの社会システム全体を変えていかなければならない大きな課題ですが、地域の活力を維持していくためには、この地域としても、保育サービスの充実や産業の振興による若者の生活や働く場の確保など、子育てと仕事を両立し安心して働けるような態勢を整えていく必要があります。

次に、20年後には、この地域の人口の4割を超えることが予想されている高齢者については、生涯現役として、地域のさまざまな活動に参加する機会や情報を提供できる態勢や、施設の整備を図っていく必要があります。

また、お年寄りがひとりでも安心して生活できるような環境の整備が、医療・福祉・保健などさまざまな分野において求められています。

(3) 道路網の整備と交通手段の確保

この地域の主要な道路としてはバイパスの整備や改良が進められている国道46号、105号、341号があります。これら生活や交流の動脈となる道路へのアクセス機能を持ち、地域住民の日常生活に密着した地域内道路については、合併後の旧町村間の連絡や交流機能を高め、観光地・観光施設間の観光客の流動を促進するためにも整備が必要です。

また、近年、日常生活では、自家用車を利用することが多くなっていますが、子どもやお年寄りなど自家用車を運転できない人たちの移動手段を確保することは、誰もが不便なく日常生活を送るためにはきわめて重要です。

観光に関しては、駅あるいは空港から乗り換えて、この地域に向かうための交通手段いわゆる二次アクセスの整備も、観光客のスムーズな導入のためには必要です。

(4) 行財政運営の効率化

地域住民の価値観の多様化に伴って行政に対するニーズも多様化、高度化してきています。また、地域住民に身近な行政の権限をできる限り市町村に移して行政サービスを提供するという地方分権の進展により、市町村が行う事務量は増加してきており、今後ますます増加することが予想されます。

一方で、市町村の財政は、バブル経済崩壊後の長期にわたる景気の低迷などの影響を受け、市町村税などの自主財源の減収傾向が続いており、田沢湖町、角館町、西木村の3町村が置かれている状況もこの例外ではありません。

また、厳しい国の財政状況から、地方交付税についても、その総額がこれまでどおりには保障されない状況が生じてきています。

こうした中で、地域住民に対するこれまでの行政サービスの水準を下げずに、多様化、高度化し、増大する行政サービスに対する需要に応えていくためには、行財政運営の効率化を図ることにより、より少ないコストでより良い行政サービスを提供していく態勢を整えていくことが求められます。

第3節 新市の土地利用方針

豊かな自然環境の保全と地域の振興との均衡を図るため、土地利用については、3町村の土地利用方針の継承と均衡ある発展との調和という視点から、国土利用計画法や都市計画法、景観法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などの土地利用関連法令に基づく諸制度を適正に運用し、森林の適正な管理、市街地の整備・充実、各集落の生活環境の向上、観光拠点の充実・整備などを推進することを基本的な方針とします。

(1) 自然環境保全ゾーン

総面積の9割を占める森林地域の整備に当たっては、市町村森林整備計画に基づき、森林を重視すべき機能に応じて水源かん養機能や山地災害を防止する「水土保持林」、自然環境の保全や森林レクリエーションなど森林とのふれあいの場となる「森林と人との共生林」及び安定して木材を供給する「資源の循環利用林」の3つに区分し、区分に応じて適切な林業施策を推進します。

(2) 交流拠点ゾーン

新市地域内に点在する観光拠点については、現在の土地利用及び整備計画などに基づき整備を進め、交流拠点の拡充・整備により、新市地域内のネットワーク化を図ります。

(3) 農業生産ゾーン

農地の生産基盤としての機能を高めるとともに、景観の保全と国土保全等多面的機能の維持を図ります。

(4) 居住・生活ゾーン

各集落及び市街地において、生活基盤の整備や拠点機能の拡充を進め、快適で居住性の高い、良質な生活環境の形成を図ります。

推進方針 3 地域を守り観光を支える元気な農林業・商工業

この地域は、県内有数の穀倉地帯であり、農業を主体とした第一次産業の就業者数の割合は、他の地域と同様減少傾向にはあるものの、平成12年国勢調査で14.0%と全県平均の11.0%を上回っています。農業生産額は68億円（平成14年）で県全体に占めるシェアは3.4%と、年間商品販売額、製造品出荷額等の1.4%を上回っており、他の地域よりも農業の相対的なウエイトは高くなっています。

また、商工業も、県シェアでは、農業を下回ってはいるものの、商業の年間商品販売額は393億円（平成14年）、工業の製造品出荷額等は176億円（平成15年）と多く、就業者数も、卸小売業は3千人、製造業は2千8百人（平成12年国勢調査）となっており、雇用の場の確保など地域や地域経済を支える重要な役割を担ってきました。

現在の国全体の食料自給率は47%に過ぎず、これをいかに高めていくかが大きな課題となっています。秋田県に限ってみれば、食料自給率は100%を超えていますが、国の食糧基地としての役割を担う本県の中にあっても、農業においては重要な位置を占めているこの地域では、農業をはじめとした第一次産業をいかにして維持、発展させていくかが大きな課題といえます。

自立した戦略的農林業経営の実現

第一次産業の農業がこれからも地域において重要な役割を果たしていくためには、何よりも担い手の確保と育成が第一です。このため、ほ場の大区画化により農用地を集約し、認定農業者など担い手の中核となる人材を増やすことに引き続き努めるとともに、これまでも重要な役割を担ってきた女性が、積極的に表舞台に立ち主役としての活躍ができるよう、女性農業者グループの起業化などの取組みを支援していきます。また、農業就業者が減少する状況にあっては、農村が大規模経営農家だけで成り立っていくことは難しく、第二種兼業農家を含めた集落全体での営農が不可欠であることから、集落営農集団の育成・農作業受委託にも取り組んでいきます。

農業の生産性の向上、複合化の推進という観点からは、畜産業や林業との連携を高め、堆き

ゆう肥や製材残材などのバイオマスの堆肥化等を検討し、これらを有効に活用するなどして循環型農業を確立するとともに、無農薬野菜・減農薬野菜の生産の振興を図ることにより、安全でおいしい農産物の安定した供給をめざします。

また、新たな米政策により、生産・流通体制が変化していく中で、品質、価格などに対する消費者の多様なニーズに対応した売れる商品づくりに向けて、消費者ニーズの把握や生産者への情報提供などの支援を農業者団体等と連携して行うとともに、新たな販売・流通の可能性を生み出すための生産・流通・販売のマッチングへの取組みについても推進します。

さらに、売れる米づくりを中心として、大豆、そら豆、そば、アスパラガス、ほうれんそう、やまのいも、花きなど地域の特性を活かした農産物の生産を推進し、新しいまちの顔となるブランド農産品の確立をめざします。

次に林業は、木材需要の低迷や外国産木材の輸入の増加などによって、林家の経営は厳しい状況が続いています。林業は植栽してから伐採して販売するまでに相当の期間を要するものであることから、林業の振興に当たっては、長期的な視点に立って、林道、作業道などの生産基盤の整備、良質材生産のための技術講習会の実施などの林家の支援を行うとともに、特用林産物の特産品化や間伐材の活用などについても推進します。

なお、森林は、C O P 3 (気候変動に関する国際連合枠組条約第三回締約国会議 (京都会議)) 京都議定書にみられるように、地球環境保全のための大きな役割を担っています。こうした観点からも、森林の保全を進めるとともに、これを支える林業の振興を図っていきます。

目標 さまざまな交流でつくる「生活文化都市」

- 推進方針1 歴史と文化が息づくまちづくり
- 推進方針2 ふるさを愛し、ふるさを誇りに思う人づくり
- 推進方針3 このまちの未来を担う子どもの教育
- 推進方針4 お年寄りも子どもも大人も安心して暮らせるまち

推進方針1 歴史と文化が息づくまちづくり

田沢湖をはじめとした美しい自然や輝かしい歴史の中でつちかわれてきた伝統的建造物群、各地区のささら・番楽、紙風船上げなど特色ある祭りや伝統行事といった有形・無形の文化資産や「歴史的空間風景」、「市街地風景」、「農山村集落風景」、「河川・湖・溪流風景」、「人文・民俗風景」などのさまざまな景観を、地域住民の共通財産として、次の世代に引き継いでいくことは私たちの責務であると考えます。

この地域の自然や歴史、文化にひかれ、毎年、国内外から多くの人々が訪れ、地域の人々との交流が生まれています。年間6百万人も観光客が訪れる観光資源としても重要であり、また地域に暮らす人々が、先人から受け継ぎ次の世代へと引き継ぐべきものである文化資産や景観については、その整備と保存を図りながら、暮らしの中に歴史と文化が息づくまちづくりを進めていきます。

伝統文化、行事等の保存と伝承

この地域には、数多くの有形、無形の貴重な文化資産が、その価値を見いだされないまま埋もれています。たとえば世界遺産登録の白神山地に劣らない大自然を残している「和賀山塊」、古くから子孫に大切に守り伝えられてきた「武家屋敷群」、また特色ある伝統行事「紙風船上げ」などが世界遺産、無形民俗文化財等として登録・指定されるよう、調査・研究を進め、その価値を高めるとともに、地域共通の貴重な財産として、保護し保存していきます。

芸術と文化のまちづくり

地域の人々が、ふるさとの歴史と文化への理解を深め、次の世代に正しい姿で確実に引き継いでいけるよう、文化資産や景観を活用した地域の自主的な活動や学校教育活動での取組みを推進します。
また、今回の町村合併を契機として、より一層、地域間の文化交流や世代間の交流を進めることにより、これまでの伝統的な文化を基礎としながら、それに加えて新しいまちの新しい文化を創り上げていく気運を高めていきます。

歴史と文化が息づくまちづくり・主要施策一覧

主要施策（事業）名	施策・事業の概要
1．伝統文化、行事等の保存と伝承	伝統行事の伝承
	文化財指定と保存の実施
	地域間の文化交流の促進
	新市全体の歴史や文化、風土を学ぶ、ふるさと探検活動の実施
	地域に根ざした伝統行事への全市民参加の促進
2．文化歴史資料等保存事業	文化、歴史資料等の保存と整備
	史跡、遺跡等の調査の継続、その保存と周辺環境の整備
	埋もれている文化資産や未発掘の文化資産の調査研究とその保存
	伝承施設及び周辺環境の整備の実施
3．芸術と文化のまちづくり推進事業	文化会館等の施設と設備の整備
	生涯学習との連携による芸術文化活動の推進
	芸術、文化講演会、音楽会、観劇等の開催
4．文化資産の保護、保存及び管理事業	国指定特別天然記念物「玉川温泉の北投石」の保護、保存及び管理の関係機関と連携した推進
	国指定天然記念物「駒ヶ岳高山植物帯」の保護、保存及び管理の関係機関と連携した推進
	国指定天然記念物「シダレザクラ」の保護管理
	国名勝指定「檜木内川堤桜並木」の保護管理
	国指定重要文化財の保護、保存事業の推進
	重要伝統的建造物群の保護・保存、管理と火除等の復元保存団体への支援
	重要伝統的建造物群の地区住民と一体となった保存計画の実施
	国及び県指定文化財（無形）保持者及び保持団体への支援
	県指定文化財の保護、保存事業の推進
	新市として保護、保存すべき文化資産の調査、研究事業の推進
	文化資産の保護・保存に関する専門的スキルを要求される職員の研修制度の確立

推進方針 2 ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う人づくり

幾世代を経て地域の人々の努力によって形成されてきた地域社会を守り、発展させていくためには、何よりも、ここに住む人々が、ふるさとを愛し、誇りに思う気持ちをもつことが大切です。そのためには、日常生活のなかで、ふるさとの歴史や文化を学び、自然とのふれあいを重ねるなかで、地域としての一体感を形作っていくことが重要です。

また、ふるさとを愛し、誇りに思う心は、他の地域の人々との交流や世代間交流の中で、ふるさとの良さを発見することからも生まれてくるものであると考えます。

まちづくり活動の支援

住民参加のまちづくり活動、コミュニティ活動を支援するとともに、地域の人々が、自主的、主体的に取り組むことができるよう、関係する団体の育成や支援、指導者・リーダー、ボランティアなどの人材の育成に取り組みます。

また、地域の自主的な取り組みや学校教育活動の中で、ふるさとの歴史と文化について、各世代が理解を深めることができるよう配慮するとともに、郷土資料の保存と地域の人々が気軽に歴史や文化にふれることができるよう、施設の整備を図ります。

地域住民の交流の推進

各世代が出会い、ふれあい、交流し、学習する場としての公民館などの施設の機能充実や整備を図るとともに、ボランティア活動や体験学習、生涯学習など学習・交流の機会と情報の提供を進めます。

地域間交流の促進

観光による交流に加え、姉妹都市、友好都市など県内外・国外のこれまでのつながりを大事にしなから、他の地域の人々との交流を進めます。

スポーツの励行と支援

同世代あるいは世代間の交流を促進するため、青少年をはじめとしたさまざまな年齢層が生涯にわ

たってスポーツに親しむことのできる施設の計画的な改修や環境の整備を進めます。さらに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の育成などによるスポーツ振興や指導者やリーダーなどの人材育成に取り組みます。

また、平成 19 年に開催される秋田わか杉国体は、全国から集う人々との交流を通じ、ふるさとの良さを再認識する機会ともなります。本地域の開催種目であるカヌー、馬術、軟式野球、冬季大会のスキー等の関連施設の整備・充実に努めるとともに、住民の関心を高め、官民が一致協力し大会を成功に導く態勢を構築します。

自然体感施設の充実

ふるさを愛し、誇りに思う心を育むためには、日ごろから自然とふれあうことが重要です。そのため、川の自然を生かした散策路、緑地・公園の整備や森林の散策路などの整備などを進め、地域住民が日常生活のなかで、気軽に自然と接する機会を増やしていきます。

ふるさを愛し、ふるさを誇りに思う人づくり・主要施策一覧

主要施策（事業）名	施策・事業の概要
1．地域のまちづくり活動支援事業	町内会・子供会・老人クラブ等の相互交流の支援 住民による自主的なまちづくり活動、交流等コミュニティ活動への支援
2．住民のまちづくり参加の推進	男女共同参画計画の策定 男女共同参画を基礎とした住民参加のまちづくり（地域づくり）の推進 新しいまちづくりに向けた人材育成のための支援 青年等を中心としたまちづくり組織の育成、支援、情報の発信
3．放課後児童健全育成事業	放課後の児童の健全育成のための支援 放課後、休日等における児童館等を通じた情操、体位向上等事業の実施
4．広報等を活用した住民への情報発信	ホームページ、広報紙によるきめ細かな情報の提供
5．地域住民交流事業	生涯学習成果の発表会、各種スポーツ大会、ふるさとまつりの開催 産業文化祭、成人式等の開催 コミュニティ施設の活用促進と整備 新市全体の歴史や文化、風土を学ぶ、ふるさと探険活動の実施 地域に根ざした伝統行事への全市民参加の促進
6．生涯学習拠点施設整備事業	生涯学習施設の連携による学習サービスの充実 公民館及び類似施設の整備と機能の充実 図書館機能及び蔵書の充実とネットワークづくり 生涯学習の拠点となる多目的施設の整備促進
7．高齢者生きがい対策事業	公民大学等生きがい活動支援の実施 コミュニティ施設の有効活用と整備

	各種文化・伝統行事・スポーツ・産業等の新市イベントの開催
	シルバー人材センターの設置と機能充実
	社会参加の機会拡大及び世代間交流の促進
	敬老式等の実施
8．生涯学習に係る成果発表会等の推進	新市全体での学習成果発表会等の開催
	地域社会への生涯学習成果の反映機会の拡大
	生涯学習グループの交流促進
9．生涯学習リーダー等の人材育成	リーダー、指導者育成のための支援
	生涯学習ボランティアの育成、登録の推進
10．地域振興基金の設置	地域住民の交流や新市の地域振興を図るための基金の設置
11．社会体育施設整備事業	スポーツ施設、多目的運動広場等施設整備と設備の充実
	施設間連携による利用の促進
	利用者のニーズに応えた施設の運営
	既存の余暇・レクリエーション施設の機能整備
12．自分に適したスポーツの励行と支援	各世代が気軽に参加しスポーツを楽しめる態勢の整備
	新スポーツ等の情報提供と振興
	自分に適したスポーツを励行し、指導、援助する態勢の確立
	スポーツ少年団の育成と支援
	指導者、リーダー育成のための支援
	社会体育ボランティアの育成、登録の推進
13．まちとまち交流事業	国内外のさまざまな地域との交流促進
	産業、文化、教育等分野ごとの地域間交流の促進
	青少年交流事業の促進
14．秋田わか杉国体開催関連	国体（スキー、カヌー、馬術、軟式野球、デュアスロン）、プレ国体の開催
	国体競技スポーツ選手の育成と競技人口の拡大
	大会を成功に導くための官民一致協力態勢の構築
15．自然体感施設整備	地域の特色を活かした公園緑地、運動広場等施設の整備
	水環境改善のための河川整備
	森林浴のできる遊歩道等を兼備えた公園等の整備

推進方針 3 このまちの未来を担う子どもの教育

ふるさとの将来を支える子どもを育てるためには、地域の人々とのかかわりや他世代の人々とのふれあい、学校などの集団生活の中での保育や教育が、人づくりの意味からも、重要となります。

幼児の教育環境の整備

人間形成の基礎を培うとともに、幼児のもつ無限の可能性を引き出す役割を担う幼児教育については、個性を生かした教育や、保護者の学習機会の拡充による家庭教育の充実を図るほか、地域との連携による情操、体位向上等の事業を実施するなど、子育て支援活動を推進します。

また、少子・核家族化が進む中で、集団活動に慣れ親しんだり、親子の絆を深めるなど、ふれあいを大切にした教育を進めるとともに、小学校との連携、幼稚園と保育所の一元化を促進し、入学前の教育環境を整え、幼児教育の充実を図ります。

地域に根ざした特色ある学校づくり

小・中学校では、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めるとともに、学力向上と道徳教育を中心、人づくりを基本とした個性と創造力を育む質の高い教育の実現をめざします。

また、子どもの社会性や自立性などの育成をめざし、主体性を生かした教科の学習や総合的な学習を充実させ、確かな学力が身に付く教育を行うことにより、子どもが自ら学び自ら考える生きる力を育みます。

さらには、働くことの尊さを学ぶとともに、IT技術の発展などにより急速に進んでいる国際化社会に対応できるよう、外国語指導助手制度などを活用して、国際社会についての理解や国際交流を進めるとともに、外国語教育を充実させ、国際化時代に対応できる広い視野と判断力をもった子どもを育てます。

情報を活用する能力、人間の尊厳を重んじる心、住環境に対する感性などを育てるための教育も進めます。

また、臨床心理士によるカウンセリングや子育て支援などを活用して、子どもの心の悩みに対応で

きる体制を整え、青少年犯罪、いじめ、不登校問題などの発生の未然防止を図るとともに、障害のある子どもについては、可能性を最大限に引き出し、自己実現を果たすため、養護学校や家庭との連携による特別支援教育の充実に努めます。

高等教育環境の充実

義務教育後の教育については、高等学校、大学等への進学、また実学を身につけるための進学など上級学校への進学率が高まってきており、優れた人材を育成するために、奨学資金制度の充実に努めます。

なお、高等学校教育については、幼児、小・中学校教育と同様、ふるさとの将来を担う人づくりのための重要な役割を果たすものであることから、現在角館町に置かれている2つの県立高等学校と中学校との連携を強化していくとともに、時代の変化や要請に対応した教育内容の充実や施設整備などについて、引き続き、関係機関に働きかけていきます。

また、近年、高度情報化、国際化そして少子・高齢化社会を迎え、先端科学技術の開発研究者、国際教養をもった人材、さらには高度医療に携われる医療技術者や福祉関係の人材が広く求められおり、これらの人材を育成することができる高等教育機関の誘致について、新市の広大で美しい自然や輝かしい歴史、交通の利便性などを、高い知名度を活かしての情報を発信するほか、関係団体と一体的な活動を展開していきます。

このまちの未来を担う子どもの教育・主要施策一覧

主要施策（事業）名	施策・事業の概要
1．地域住民交流会	園児、児童、生徒と保護者、地域とのふれあい交流事業の実施
	伝統行事の伝承と参加の推進
	地域の人材を活用したクラブ活動における伝統芸能学習活動の実施
2．多様で良質な保育サービスの提供	幼稚園と保育所の一体的運営の促進と施設・設備の充実
	一時保育、延長保育等の実施と子育て講演会・相談等の開催
	子育て支援室の充実と保育ボランティアの育成
3．学校教育施設整備事業	学校教育施設、設備の充実
	防護設備、非常通報装置等犯罪被害等の未然防止体制の整備
	統合校舎施設整備による複式学級の解消
	老朽校舎の大規模改修事業の実施
	学校給食センターの施設整備と効率的な運営の実施
	情操教育設備の充実
障害児童、生徒に配慮した施設の整備と特別支援教育の充実	

4．青少年健全育成の推進	体験学習や社会参加活動等による健全育成の推進
	関係機関と地域の防犯ネットワークの確立
	凶悪犯罪等から子どもを守る防犯体制の整備
	交通安全協会、交通安全母の会等推進団体との連携
5．基礎学力向上と心の教育の充実	小学校、中学校を通じた一貫性のある教育の実施と基礎学力の向上
	外国語指導助手（ALT）の設置と語学の学校間交流
	心の教室相談員の設置等情操教育の実施
	学習アドバイザーの設置
	臨床心理士によるカウンセリングの実施
	保健機関との連携による心の健康づくり推進
6．地域に開かれた特色ある学校教育の推進	2学期制導入などによる教育課程の編成
	学校、家庭、地域の連携による教育の推進
	実態に即した通学区域の設定
	教育相談員の設置
7．学校間交流促進事業	学習、ふれあい、クラブ活動等を通じた学校間交流の実施
	インターネットなどによるテレビ会議システムを活用した学校間交流事業の推進
	小学校、中学校、高等学校等学校間交流の実施
8．青少年のスポーツ振興	スキー教室、カヌー教室等の実施
	学校体育部活動における各種大会派遣への支援
	児童、生徒の市民スポーツ大会参加への支援
	新市全体でのスポーツ交流会等の実施
9．奨学資金貸付事業	上級学校への進学者に対する資金貸付制度の充実
10．高等教育機関の誘致	科学技術・国際教養系サテライトカレッジ等の誘致活動の推進
	医療・福祉系専門学校等の誘致活動の推進

推進方針 4 お年寄りも子どもも大人も安心して暮らせるまち

田沢湖町、角館町、西木村 3 町村合計の面積は、1,094 k m²で秋田県全体の約 1 割を占める広大な面積となっています。現在はこの中に、さまざまな施設がそれぞれの町村ごとに整備されていますが、広大な面積の中に設置されている現状の施設を有効に活用し、住民サービスを向上させていくためには、これらの施設間の連携が重要となります。また、地域住民の交流を促進して、誰もが安心して暮らすことができるまちをつくっていくためにも、さまざまなネットワークを作り上げていくことが必要です。

医療体制の充実

町立田沢湖病院、公立角館総合病院を中心に他の医療機関と連携して、救急医療をはじめとした機能の充実を図り、地域の住民や観光客が、安心できる医療体制の確立を図るとともに、医療・保健・福祉の各施設のネットワークを緊密にすることにより、どの地域に住んでいても、同じサービスが受けられるような体制を整えます。

障害者福祉の充実

障害者やその家族が安心して暮らすことができるまちをめざし、質の高い福祉サービスの提供の基盤づくりや公共的施設のバリアフリー化、支援制度の充実を図ります。さらに、在宅障害者の自立支援や社会参加、社会復帰の機会の拡充に努めます。

子育て支援・児童福祉の充実

子育てと仕事を両立し安心して働けるよう、ゼロ歳児・未満児保育、延長保育、一時保育等の保育サービスの拡充を図るとともに、子育て支援センター事業等の相談支援態勢を充実し、育児負担の軽減を図り、子育てをしながら働き続けることができる環境の整備に努めます。さらに、親との連携を取りながら家庭教育の充実を図り、豊かな個性や想像力を育む幼児教育の環境を整備し、地域の中で子育てを支え合うボランティア活動の支援に取り組むほか、保健機関などとの連携による心身健やかな成長を支援します。

また、男性・女性が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を発揮することが

できる男女共同参画社会の実現のための環境整備として、多様で良質な保育サービスのほか、放課後児童対策事業の実施や男性も子育てに参加できるよう、子育てに対する職場への理解を促すなど、地域・保育所・幼稚園・小学校など、地域こぞって子育てに取り組むための支援態勢の整備に努めます。

高齢者福祉の充実

高齢者が、可能なかぎり自宅で自立した生活ができるよう、周囲が自発的に支援するネットワークを整えます。この地域は高齢単身世帯の割合が高くなっていますが、高齢者との日常の連絡や災害時の緊急連絡体制を整備し、高齢者が安心して生活できる環境を整えるよう努めます。

快適な生活環境の整備

安心して暮らせるまちをつくるため、生活基盤の整備を進めます。飲料水等の生活用水の供給は、上水道、簡易水道事業などにより整備が進められていますが、全域にわたって安全で安心な飲料水を安定的に供給するため、より一層の整備に努めます。また、生活雑排水・し尿の処理は、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽などにより整備が進められています。普及率は地域によって格差がありますが、今後の整備に当たっては、整備の迅速性、事業費などを考慮して整備を行います。なお、当面は下水道の整備が行われない地域の住民生活に支障が生じないように、し尿処理施設の整備を図ります。

自然環境の保全と公害の防止

21世紀の世界的な課題である温暖化対策などの地球環境問題に対応するため、再生可能な資源であるバイオマスを利用したエコエネルギー等の導入を検討します。さらに森林が地域の9割を占める水源地域として、下流流域への安定した清流の提供のため森林の保全に努めます。

また、大気汚染、水質汚染など公害の防止や、廃棄物不法投棄防止のための指導監視体制を強化します。

防災体制の整備

地球温暖化による洪水や暴風雨災害などの自然災害の数と規模が拡大している中、この地域の防災に対する認識を深める地域防災計画を策定し、火山など地域固有の防災問題を共有するとともに、住

民の生命・財産に危害を与える自然災害や農産物等の生産に影響を及ぼすような異常気象に迅速に対応し、住民への情報伝達できる体制を整備します。

また、この地域は年間6百万人を上回る観光客で賑わう東北有数の観光地である一方、観光の拠点が広く点在している状況を踏まえ、自主防災組織の連携や学校等を通じての防災知識の普及など、防災教育に努めるとともに、防災関係機関、近隣自治体などとの連携を図り、住民の協力により総合的かつ一体的な防災体制の確立を図ります。

公営住宅の整備

若者の定住、少子化対策としては、働く場を確保して生活基盤を安定させることが第一であり、観光産業の振興などにより雇用の場の確保を図っていきませんが、これとあわせて、「住」の心配を少なくするため、公営住宅の整備を促進するなどして、若い世代が安心して子どもを産み育てられるよう環境を整備します。

Aターン希望者受入態勢の整備

「自然の中で子供を育てたい」「老後を田舎で過ごしたい」「ふるさとで働きたい」という人たちへ、宅地・住宅・雇用・農地・農林業研修就労受入等の情報の提供や受入態勢の整備を検討します。

通信環境の改善

この地域は、約9割が森林地帯であるという地形的な制約などから、携帯電話利用可能地域が狭く、テレビ・ラジオ難視聴地域も多く存在します。これらについては、他地域との情報格差の是正、災害時の情報伝達・確保、また、観光客の利便性確保などの観点から、利用可能地域の拡大、難視聴地域の解消に向け、関係機関に引き続き働きかけていきます。

防犯体制の確立

警察などの関係機関と市民による防犯ネットワークを確立するなどにより、犯罪を未然に防止するだけでなく追放できる体制を構築します。

目標 まちづくりをサポートする行財政の改革

推進方針 1 民間企業に負けない効率的な行政運営

推進方針 2 行政サービスはより少ない費用で

推進方針 1 民間企業に負けない効率的な行政運営

民間企業の経営と行政運営は、目標とするところが、民間企業が「(株主)利益の最大化」、行政が「地域住民の福祉の増進」であることに大きな違いがありますが、最小の費用で最大の効果をあげるという事業の進め方には多くの共通点があります。

しかし、行政運営は、民間企業と比較して、機動性や効率性に劣っていると評価されることが多いのが現実です。合併後においては、民間企業に見習うべき点は大いに見習い、更に一歩進んで、民間企業に負けない効率的な行政運営をめざします。

企業経営のキーワードとしてあげられる事業の再構築・再編成(リストラクチャリング)、外部委託(アウトソーシング)、情報化(IT化)、説明責任(アカウンタビリティ)などの考え方を参考にして、行財政の改革を進めます。

住民参加の行政運営

住民提案制度等を導入することにより、まちづくりの計画段階において住民の意見がより反映される態勢を作り上げるとともに、公共的施設の地域住民による維持管理、NPO法人や地縁団体などとの協働活動の推進など住民が参加する行政運営を推進します。

新しいまちづくりの計画的な推進

厳しい財政状況のもとで、新市の一体性がすみやかに確立され、均衡ある発展が果たせるよう、新市において策定される基本構想等に基づいて、計画的なまちづくりを推進します。

事業の再構築・再編成の推進

合併後の職員数は、新市において策定する「定員適正化計画」に基づいて計画的な削減を行い、課題の解決や目標に向けた組織体制の整備や職員の適正配置を実現します。

また、職員の適正配置とあわせて、事務事業の外部（民間）委託を推し進めます。「民間でできることは民間で」という考えのもと、事務事業の民間委託を進める結果として、どうしても民間には委託することができない、真に行政が担わなければならないものが明らかになってくるものと考えます。そうした分野について、人材をはじめとした行政が持っている資源を集中的に投入することによって、地域住民に対するサービス水準のより一層の向上をめざします。

合併に伴う職員数の削減によって、行政サービスの低下を懸念する声もありますが、これについては、民間委託や職員の仕事の生産性を高めることによって解消することは可能と考えます。

$$\frac{\text{提供する行政サービス}}{\text{(増加)}} \div \frac{\text{職員数}}{\text{(減少)}} = \frac{\text{生産性}}{\text{(向上)}}$$

とすると、行政サービスが年々増加し、職員数が年々減少したとき、この等式を成立するためには、職員個々の生産性を向上させることが必要です。

合併後は、これを達成するため、行政評価システムの導入や品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9000シリーズの認証取得なども検討しながら、行政サービスの継続的な効率化を求めていきます。

参考 ISO9000シリーズ導入の効果

職員の意識改革への取組みが実現できた
業務取組みの発想転換ツールになった
業務手順が明確化・具体化された
窓口業務の市民サービス内容が向上した
前例主義や前年度主義等の弊害が減少した
トラブル等の内容を聞く体制ができた
「必要性」「優先性」を考える習慣がついた

地方自治体とISOマネジメントシステム及び行政評価について（㈱品質保証総合研究所）より

情報化の推進

情報化については、イントラネットを整備し、庁舎間、庁内および公共用施設間の情報のネットワーク化を進め、情報の共有化による事務の効率化を図ります。

説明責任

説明責任は、効率的な行政運営に直接かかわるものではありませんが、行政運営の大前提となるものです。

また、地域住民に対する説明責任の基本となるのは、条例等で定める情報公開制度ですが、このほか、近年普及が著しいインターネットの活用などによって、地域住民がいつでも行政情報にアクセスできる態勢を整えるなど、より開かれた行政の運営をめざします。

民間企業に負けない効率的な行政運営・主要施策一覧

主要施策（事業）名	施策・事業の概要
1．住民参加の行政運営	NPO法人、地縁団体との協働活動
	住民参加のまちづくり（地域づくり）の推進
	行政モニター、市長への手紙、地域座談会等広聴制度の充実
	住民提案制度の検討
	まちづくりサポーターの育成
	公共的施設等の地域住民による維持管理の推進
	住民自治組織の育成
2．新しいまちづくりの計画的な推進	新市基本構想の策定
	新市過疎地域自立促進計画の策定
	新市辺地対策事業計画の策定
	国土利用計画の策定
	地籍調査事業の推進
3．効率的な行政運営の実施	行財政改革大綱の策定
	定員適正化計画の策定
	職員の能力向上のための研修システムの確立
	行政評価システム導入の検討
	I S O 9000 シリーズ（品質マネジメントシステム）認証取得の検討
	事業の外部委託の推進
4．事務組織の効率化	利便性に富み、わかりやすい事務組織の構築
	窓口サービスの向上（ワンストップサービス、ノンストップサービス）
5．電子自治体推進事業	各種申請、公共施設の利用手続き等のオンライン化
	地籍調査結果の電子化等管理体制の整備、充実
	地域イントラネット基盤等の整備、運営
	事務事業の行政データの電子化
6．情報共有化事業	行政と地域の情報共有化推進会議の構築
7．情報処理技術ステップアップ事業	I T 講習、地域指導者の育成
8．地域情報化推進事業	地域情報化計画の策定
9．行政の情報が住民に届く広報制度の確立	広報紙の発行
	ホームページの開設、運営
	行政施策の決定過程と事後評価に関する説明責任制度の確立
	情報公開制度の運用

推進方針 2 行政サービスはより少ない費用で

3 町村平均の財政の自主財源比率は約 3 割にとどまっており、財源の多くを地方交付税などの依存財源に頼っているのが現状です。しかし、厳しい国の財政状況から、地方交付税については、その総額がこれまでどおりには保障されない状況が生じてきています。

今後、観光産業をはじめ各産業の活動が活発化することにより税収が増加し、自主財源が増加することも考えられますが、行政サービスの水準を下げないためには、やはり当面は、同じサービス水準をより少ない費用で提供できる行政の運営が求められます。

合併特例法では、合併直後に臨時的に必要となる経費や人件費など合併後当面は節減が難しい経費について、地方交付税の算定に当たって特別の配慮がなされます。しかし、これはあくまでも、臨時的に増加する経費や急激な削減が難しい経費に対して交付税を措置するということであり、地方交付税を増額するという趣旨ではありませんから、特例的な措置が期限切れとなる前、すなわち合併後15年以内には、今より少ない費用でも、行政サービスの水準を落とすことなく行政運営ができるよう、計画的に財政の体質改善を行っていく必要があります。

コストを意識した行政運営

「民間企業に負けない効率的な行政運営」でも述べましたが、「定員適正化計画」に基づく職員数の削減に伴う人件費の削減、事務事業の民間委託による経費の節減などにより、経常的、義務的に発生する経費の節減を進めます。

また、新しい施設の整備など、事業費が大きい事業の実施に当たっては、建設費のみならず、施設完成後の維持管理費（ランニングコスト）を含めた「トータルライフコスト」を十分に検討することなどにより、財政の悪化を招かないよう努めます。

なお、合併市町村の一体性の確立や均衡ある発展に役立つ公共用施設の整備、類似施設の統合のために行う事業などに関しては、事業費に対する充当率が95%であり、元利償還金の70%に対して交付税が措置される合併特例債を起債することができます。

この合併特例債は他の地方債に比べ交付税措置の割合が高く地元負担の少ない有利な起債の一つですが、実質的な地元の負担割合が30%を超えるものであることから、**市庁舎建設**など合併特例債の利用を予定している事業については、地域バランスに配慮したうえ、事業実施後の財政状況が悪化しないように十分な検討を行ったうえで実施します。

行政サービスはより少ない費用で・主要施策一覧

主要施策（事業）名	施策・事業の概要
1 .コストを意識した行政運営	事業の外部委託の推進
	行政評価システム導入の検討
	施策・事業のサンセット方式等の導入の検討
2 .庁舎建設事業	市役所の建設
3 .公共的施設の統合整備	公共的施設の整備と充実
	公共的施設の配置、利用方法等の評価及び再検討

第6章 新市における秋田県事業の推進

秋田県では、自主的な市町村の合併を促進し、地方の個性ある活性化、新しいまちづくりを支援するため、「秋田県市町村合併支援プラン」（平成13年2月策定、平成15年9月改訂）に基づいて、各種の事業を実施することとしています。

秋田県が、新市の区域を対象に主体的に係わる主な事業は、次のとおりです。

農林業の振興や、道路・河川などの整備を中心として、新市の一体性の速やかな確立や均衡ある発展を支援することとしています。

（1）農林業の振興

事業名	事業概要・地域名
県営経営体育成基盤整備事業	白岩第一地区 真崎地区 手倉・相内端地区 黒倉堰地区
高能率生産団地路網整備事業	坂本団地 向生保内第1団地

（2）地域間道路ネットワーク等の整備

区分	路線名等
骨格道路	国道105号
地域間道路	主要地方道田沢湖西木線 主要地方道田沢湖畔線 一般県道日三市角館線 一般県道広久内角館停車場線
都市計画街路事業	横町線 駅前宮ノ前線

（3）自然環境の保全

事業名	事業概要・地域名
広域基幹河川改修事業	玉川 桧木内川 田沢湖（湖岸侵食対策事業）

第8章 財政計画

第1節 基本的な考え方

地方財政は、国全体の厳しい経済状況を反映した地方税収等の減少などにより、大幅な財源不足に陥っています。

現在、国では、財政面での地方の自立を図り、真の地方自治の確立をめざすため、国庫補助負担金の廃止・縮減とそれに代わる国税から地方税への税源移譲、地方交付税の見直しを同時に進める三位一体改革を推進しています。

地方自治体は、歳出の削減、組織のスリム化、事業の効率化など、さまざまな努力を行っており、地方交付税への依存体質から脱却した、真の地方の自立をめざして取り組んでいます。が、地方財政制度や今後の経済動向など、多くの不確定要素が存在するのが現状です。

このような状況を踏まえ、ここで行う財政シミュレーション（普通会計）は、現在の行財政制度を基本に、平成15年度決算額を基準として、3町村の平成16年度財政運営（決算見込）、過去の推移や現在の経済情勢等から、新市の今後の収支を推計したものです。

なお、歳入については合併特例債をはじめとする合併特例措置を、歳出については合併に伴う人員削減や合併のスケールメリットを考慮した節減額を、それぞれ設定し、合併によって誕生する新市の10年間（平成17～26年度）の財政推移を試算しました。

普通会計・公営企業会計

普通会計は、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合計した会計区分である。この他の会計区分として、公営事業会計がある。これは、地方公共団体が経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業等に関する会計の総称である。

第2節 推計の考え方

(1) 歳入の推計

地方税

現行の制度を基本に、過去の推移や経済の現況、今後の見通しを勘案して推計しています。

地方交付税

普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定しています。合併関連以外の額は、近年の地方交付税の動向を考慮して減少させています。これに合併支援措置分及び合併特例債の償還に係る交付税措置分等を加算しています。

分担金及び負担金

過去の実績により推計しています。なお、公衆衛生施設組合の業務直営化分を考慮しています。

使用料及び手数料

過去の実績により推計しています。なお、公衆衛生施設組合の業務直営化分を考慮しています。

国庫支出金及び県支出金

過去の実績により推計していますが、普通建設事業等の補助金は減少させていません。また、生活保護事業に係る分を考慮しています。

地方債

新市建設計画に基づく事業（合併特例債を含む）に伴う発行を見込んでいます。